

# コーポレート・ガバナンス

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

コーポレート・ガバナンス（企業統治）については、透明な意思決定プロセスと相互牽制および積極的な企業情報の開示が重要であると認識しています。これまでも、取締役の削減をする一方で、監査役制度や執行役員制度を導入し、それぞれが取締役会に参加するなど、相互牽制機能の強化に取り組んできました。また、適時適切なディスクロージャーを通じて経営の透明性を高めることで、ガバナンスの強化、顧客および市場からの信認獲得に努めています。

## 会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況

当行は、監査役制度を採用し監査役3名のうち2名が社外監査役です。社外監査役については、社外から監視するとともに監査を実施しており、経営の監視機能として十分機能するものと判断し、現行の態勢を採用しています。内部監査については監査部（人員10名）を設置しており、監査役と毎月1回内部監査に関する情報を交換するなど相互連携を強化することで、コーポレート・ガバナンスの充実に努めています。顧問弁護士は、5弁護士事務所（県内4、県外1）と契約し、必要に応じて適切なアドバイスを受けています。会計監査は県内外の2つの監査法人と契約しており、会計制度の変更等にも速やかに対応できる体制です。業務執行については、月1回、定例の取締役会を開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催しています。取締役会には執行役員6名をオブザーバーとして参加させ、役員および執行役員間の十分な討議と意思疎通により、迅速な意思決定と相互監視機能の強化を図っています。また、平成18年5月19日には、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を制定しています。

### [コーポレート・ガバナンス体制]

